

事 務 連 絡
平成30年8月30日

厚生労働省大臣官房御担当者 様

法務省民事局参事官室

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行に関する
周知について（依頼）

平素より大変お世話になっております。

民法のうち債権関係の分野について全般的な見直しを行うものである「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号。以下「改正法」といいます。）が、平成29年5月、成立し、一部の規定を除いて平成32年4月1日から施行されることとなっています。改正法の内容には、医療機関や高齢者施設等の契約実務に影響すると考えられる内容が含まれているため、その周知にご協力をお願いしたいと考えております。

改正法では、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約であって保証人が法人でないもの（個人根保証契約）は、極度額を定めなければ、その効力を生じないものとするなど、保証契約に関する規律の見直しがされています。御省所管の業務に関しては、医療機関、高齢者施設等の各種施設に利用者が入所する場合等に個人根保証契約が締結される事例があると伺っており、改正法による個人根保証契約の見直しは、このような実務にも影響を与える可能性があると考えております。

このため、改正法の施行に先立ち、保証契約に関する規律の見直しの内容や、改正法の施行日等につき、御省所管の各種団体等に事務連絡を発するなどして周知するようご協力をお願いいたします。

【連絡先】

法務省民事局参事官室

担当：秋田（あきた）、中丸（なかまる）

電話：03-3592-7114

E-mail：秋田 ja170496@moj.go.jp

中丸 tn180629@moj.go.jp